七　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の株式の割当てに関する事項
八　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
九　株式交付がその効力を生ずる日
十　株式交付に際して株式を交付する目的
（新株予約権を引き受ける者の募集等の認可の申請）
第二条　［略］
2　［略］
3　会社は、法第二条第二項第四号の規定により株式交付に際して新株予約権等の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。
一　株式交付子会社の商号及び住所
二　会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
三　会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ　当該金銭等が会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
ロ　当該金銭等が会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法並びに当該新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数又はその算定方法
四　前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

（新株予約権を引き受ける者の募集等の認可の申請）
第二条　［同上］
2　［同上］［項を加える。］

五　会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
六　前号に規定する場合において、会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ　当該金銭等が会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権付社債の内容及び数又はその算定方法
ロ　当該金銭等が会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各新株予約権付社債の金額の合計額又はその算定方法並びに当該新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数又はその算定方法
七　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
八　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
九　株式交付がその効力を生ずる日
十　株式交付に際して新株予約権等を交付する目的
（合併、分割又は解散の決議の認可の申請）
第七条　［略］
2　前項の申請書には、次の書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。
一　合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録（会社法第七百八十四条第二項又は第七百九十六条第二項本文に規定する場合には、取締役会の議事録等）の写し

（合併、分割又は解散の決議の認可の申請）
第七条　［同上］
2　［同上］

一　合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録（会社法第七百八十四条第三項又は第七百九十六条第三項本文に規定する場合には、取締役会の議事録等）の写し